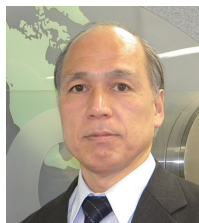


新興国・途上国の知的財産人材育成支援と特許情報の活用

— ASEAN、インド、ブラジルを中心に —

Support for IP human resources development in emerging and developing countries and utilization of patent information

(Mainly in ASEAN, India and Brazil)



一般社団法人発明推進協会 研究所長兼知的財産研究センター長

扇谷 高男

特許庁特許管理企画官、特許庁審査企画官、京都大学客員教授、内閣府参事官、特許庁審査第三部首席審査長、工業所有権情報研修館人材開発統括監を経て、2010年4月より現職

✉ t-ogiya@jiii.or.jp

☎ 03-3502-5440

1 新興国・途上国の知財事情

中小・ベンチャー企業を含む我が国企業等が、今後とも強い国際競争力を維持・発展させていくためには、イノベーションの創出とともに、グローバルな事業展開を積極的に行っていく必要がある。そして企業等のグローバルな経済活動を支えるためには、各国の知的財産システムの更なる調和や新興国・途上国等における知的財産のインフラ整備が強く求められている。

我が国から ASEAN への輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、我が国の海外現地法人の増加数も、ASEAN の合計は中国を上回っている。また、インドやブラジル、ASEAN 等の新興国・途上国は、我が国企業の今後の事業展開先として有望視されている。

他方、我が国企業の海外における模倣品被害に関して、ASEAN 等の新興国・途上国は、中国、韓国、台湾に次いで、侵害品、模倣品、海賊版等が数多く製造・流通され、我が国企業の製品も多大な被害を受けている。そしてこれが当該域内における我が国企業の経済活動の大きな妨げとなっている。

産業財産権の適切な保護・権利行使の強化を通じた新興国・途上国における貿易・投資環境の改善は、それらの国で事業活動を行う我が国企業の産業財産権の保護だけでなく、直接投資の拡大による途上国の経済発展にも寄与するものである。近年、インドやブラジルなどの新興国では、特許審査官の大量採用によって特許審査の迅速化を図るなど、早期権利付与による投資環境整備に

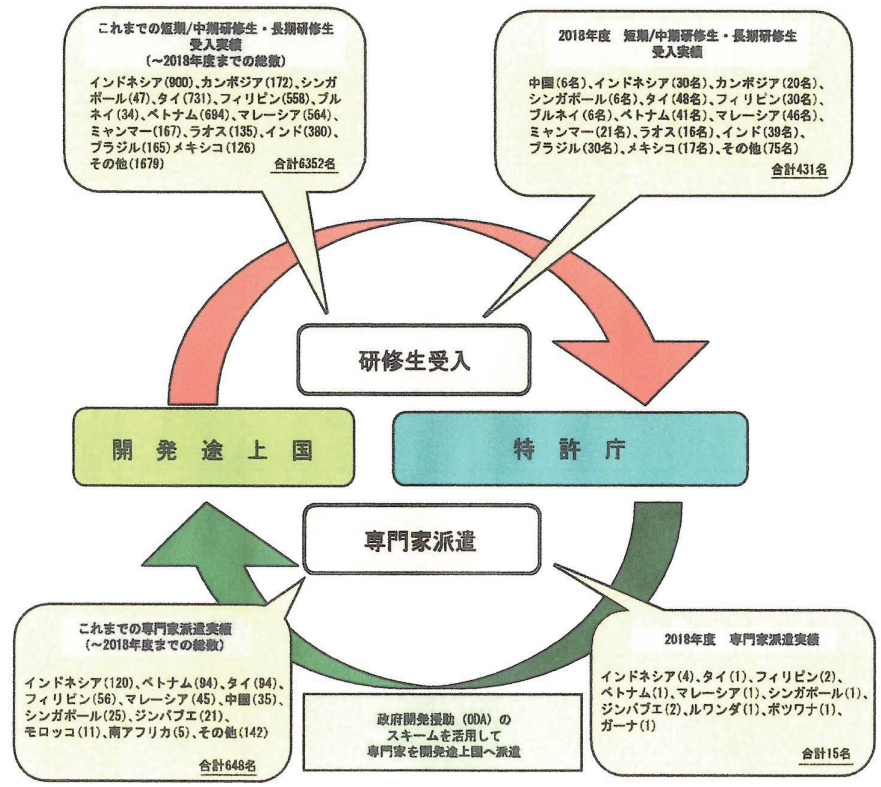
真剣に取り組み始めている。しかしながら特許審査官の能力向上のための適切な指導者が不足しているのが実状である。

こうした中、特許庁は、新興国・途上国に対して特許審査官を派遣して当該国の特許審査官に審査実務指導する、あるいは、現地から知的財産権関連人材を研修生として受け入れる形で、それらの国における適切な制度や運用の確保に向け協力を行っている（図1）。また、ASEAN の知的財産制度整備に協力するため、日-ASEAN 特許庁長官会合を開催し、ユーザーニーズを踏まえながら、人材育成・知財インフラ整備等の支援を行っている。特にミャンマーに対しては、産業財産権制度の確立及び知的財産権庁の設立に対して、幅広い視点から全面協力を行っている。

2 APIC 事業（特許庁委託事業）

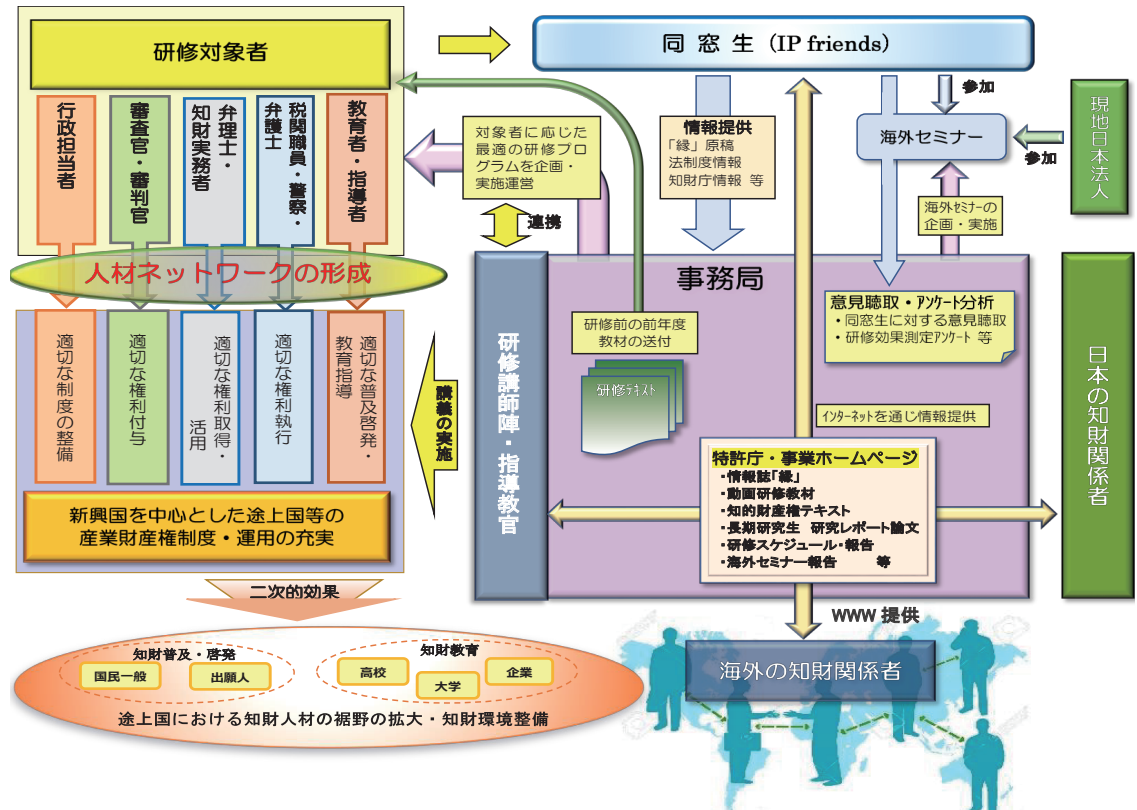
当事業は、特許庁の主要施策である国際協力の一環として、ASEAN、インド、ブラジル等新興国・途上国における知的財産権に係る人的インフラの整備拡充を積極的に支援すべく、知的財産権関連人材を研修生あるいは研究生として受け入れ、必要な研修の提供、研究の円滑な実施に対するサポートをするとともに、研修修了生に対するフォローアップ、必要な情報提供等を行うものである（図2）。

以下、主要な事業の概要を説明する。



出典：特許庁ホームページ

図1 特許庁の途上国・新興国に対する知財人材育成支援



発明推進協会作成

図2 APIC 事業 (特許庁委託事業)



(1) 研修生招聘

毎年、約 20 コースの短期研修及び 1 コースの中期研修を実施し、約 400 名の研修生を招聘している。

<短期研修>

短期研修の研修期間は 3 日間から 3 週間、対象者は、各国知財庁の審査・審判官、税関等の政府職員、民間実務者（弁護士、弁理士等）、大学教授等の教育者、大学・公的研究機関の産学連携担当者等と、様々である。また各コースの研修参加者人数も、10 名弱から 20 数名と多様であり、複数の国が参加するコースと特定の国を対象としたコースがある。

本研修では、コースごとに、対象者の属性や能力、研修の目的等を十分考慮した研修カリキュラムを設計するとともに、研修科目ごとに最適の研修講師を選定して、講義を行って頂いている。また講義だけでなく、研修生一人ひとりが自国の取組等を報告するカンントリーレポート発表会や、ケーススタディ等実務に関する演習、企業見学や、特許庁、知的財産高等裁判所の訪問等、バリエーションある内容としている。

これらに加え、特定のコースでは、更に高度でかつ創造的なプログラムを盛り込んでいる。例えば、特許専門実務者コースでは、グループワークによるクレームドラフティング、ロールプレイによるライセンス交渉、模擬裁判（MOCK TRIAL）等、より実践的なトレーニングプログラムを組み込んでいる。またこのコースは、約 3 週間にわたる研修であるが、各週末にはアチーブメントテストとして、課題を与えてのレポート提出を求めている。

また、大学・教育機関等における教育者を対象とした IP トレーナーズコースでは、アクティブラーニングに関する体験授業を行うとともに、知財創造教育教材を活用したティーチングノート（指導者向け学習指導案）を作成させたりしている。

更に、税関職員や模倣品対策に携わる知財庁職員を対象とした模倣品対策コースでは、フィールドワークとして税関の水際取り締まりの視察を行うほか、研修生と模倣品対策に取り組む複数企業との円卓会議も組み込んでいる。

<中期研修>

中期研修は約 2 か月にわたって実施している。対象者は、インド、ブラジル等の実体審査を行っている国の特許審査官であり、人数も数名から 10 名程度の少人数としている。内容は、特許審査フローに沿う形で、明細書の理解、先行技術調査、審査基準、新規性・進歩性等の対比判断、拒絶理由通知の起案、査定を、じっくりと時間をかけて学ぶようにしている。

特に、研修の中心目的として、日本の審査基準及び審査実務の素晴らしさを、実体験を通して認識してもらうようにしている。具体的には、各研修生に、自国で実際に審査した実案件を持ってきてもらい、研修で学んだこと、特に日本の審査基準を適用して、再度審査してもらっている。このことを通して、日本の審査基準の考え方が極めて論理的であることを実際に体験してもらうようにしている。事実、帰国後日本の審査基準の考え方、審査実務の手順で審査を行うようにしているという研修修了生からの報告を受けている。

(2) 長期研究生

将来各国の知的財産分野において指導的立場となることが期待される人材を招聘し、こうした人材に現時点あるいは将来の職務への課題意識に基づく研究テーマについて、自国へ意義ある提言を行うことができるレベルの研究を実施してもらっている。

専属の研究員を置いて来日前から研究テーマに関する協議・指導を行うとともに、研究テーマに関して専門的知見を有する大学教授や弁理士等をアドバイザーとして複数名選定し、定期的なアドバイスを頂くようにしている。研究者には帰国前に研究成果をレポートとして発表する機会を提供するとともに、最終報告論文を特許庁ホームページ内「産業財産権人材育成協力事業」のウェブサイトで公開している。

<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/index.html>

(3) フォローアップセミナー

本委託事業の研修修了生は、延べ 6,600 名以上に達している。これら研修修了生に対して研修の成果を持続し、さらに向上させるというフォローアップの目的のため、その国の知的財産権制度の普及啓発のため、また研

研修生のみならずその国の知的財産関係者への情報提供や交流の場の提供のため、毎年、4か国程度を選定して、当該国で重要視されている知的財産関連テーマを選定し、セミナーを開催している。

セミナーのテーマに関する知見を有する日本人有識者（大学教授、企業の知財担当者、弁護士・弁理士等）と当該国の有識者が講師を務めているが、当該国の講師は、多くの場合、研修生が選定される。

(4) 情報誌「縁」

本事業の事業内容の国内外への周知を目的として、また、研修生の同窓会会報誌として、研修生からの投稿記事を中心に、各国の知的財産関連情報や研修生の活動状況等を掲載する情報誌を年3回発行している。情報誌の名前は「縁（えにし）」としている。

この情報誌「縁」も、上述の特許庁ウェブサイトに掲載されている。

3 IP コレギウム

当協会では、上述の APIC 事業を始め、新興国・途上国の知的財産人材育成を支援する事業を 20 年以上に渡って実施してきた実績により、海外の知的財産実務専門家とのネットワークを培ってきた。このネットワークを更に有効に活用すべく、日常的な情報交換、意見交換等を行うためのコミュニティを形成し、「IP コレギウム」と命名した。

IP コレギウムの構成メンバーは、ASEAN、インド、中南米、アフリカ等 10 数か国の約 40 名及び日本の有識者約 10 名からなっている。

IP コレギウムの主な活動は、国際シンポジウムやセミナーの開催、知的財産権制度及び運用の各国比較研究等である。具体的には、2017 年には、東京で国際シンポジウムを、2018 年にはクアラルンプールで、マレーシア特許庁と共催でセミナーを、2019 年にはマニラで、フィリピン知財庁と共催でセミナーを開催した。このうち 2019 年の活動を紹介すると、3月6日にフィリピン知財庁の Santiago 長官を表敬するとともに、メンバーだけのクローズドミーティングを行い、7日にフィリピン特許庁と共催で、「地域の発展と知財」をテ



出典：発明推進協会ホームページ

写真1 IP コレギウム フィリピン知財庁長官表敬



出典：発明推進協会ホームページ

写真2 IP コレギウム フィリピン知財庁との共催セミナー

マとしてセミナーを開催し、フィリピン知財庁、弁護士・弁理士、大学教授・講師等、知的財産関係者約 70 名が参加した。参考としてその様子の写真を掲載する。（写真1、2）

2020 年は、新型コロナウイルス感染（COVID-19）の影響を踏まえ、オンラインセミナーを開催することとしている。

4 特許情報に関する新たなニーズ

上記のような新興国・途上国の知的財産人材育成を支援する事業の経験を通して得た感触であるが、以下のような特許情報に関する新たなニーズが顕在化してきているように思われる。

- (1) 新興国・途上国の知的財産権制度・運用に関する情報
- (2) 新興国・途上国の知的財産関係者が高い関心を示す日本の知的財産関連情報

(1) 新興国・途上国の知的財産権制度・運用に関する情報

ASEAN は、過去 10 年以上にわたって高い経済成長を見せており、今後世界の「開かれた成長センター」

となる潜在力が、世界各国から注目されている。人口は10か国合わせて約6億5千万人で、その数は増加の傾向にあり、また平均年齢も比較的若いので、消費市場としても、その魅力が高まってきている。また、先に述べたように、インドやブラジルでは、特許審査官の大量採用によって特許審査の迅速化を図るなど、早期権利付与による投資環境整備に真剣に取り組んでいる。

このような国に向けて、日本企業の特許、意匠、商標の出願は、今後ますます増加していくことが予想される。また、当該国内での権利行使についても、ますますその円滑かつ効果的な実施が望まれる。そのようなニーズに応えるために、国や関係機関が有益な知的財産関連情報を提供している。

具体的な取組例をあげると、INPITでは、日本企業が様々な海外知財リスクに対応できるよう、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米などの新興国等の知財実務情報を国・地域別、カテゴリー別に整理して、新興国等知財情報データバンクとして提供している。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

またJETROでは、日本企業の海外展開を支援するために、このような新興国・途上国の知的財産権制度・運用、統計情報、模倣品対策等に関する情報を、ウェブサイトで公開している。例としてASEAN関連の情報が掲載されているウェブサイトを以下に記す。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip.html>

当協会では、このような政府系機関が作成している法律・制度概要、侵害対応、判例紹介等の資料とは別に、知財管理実務において、日本企業が特に高い関心を寄せている国・地域の知財庁への手続きや、応答期限等の出願管理実務に特化して必要な情報・様式を収集し、外国産業財産権管理マニュアルとして情報提供している。

<https://www.hanketsu.jiii.or.jp/fmanual/>

(2) 新興国・途上国の知的財産関係者が高い関心を示す日本の知的財産関連情報

上述のAPIC事業やIPコレgiumを通じて、最近特にASEAN各国の知的財産権庁の審査官や民間の知的

財産関連実務家が高い関心を示している、2つの日本独自の知的財産関連情報がある。それは、J-PlatPatと商標の類似群コードである。

① J-PlatPat

J-PlatPatは、APIC事業の研修で、主に特許審査のためのサーチ実習をする際に活用している。研修生の共通言語は英語なので、J-PlatPatももちろん英語バージョンで利用している。そして、検索結果として表示されるのは、PAJである。PAJとは、日本の特許公開公報の英文抄録であり、PCT出願の国際調査報告書(ISR)を作成する際に先行技術調査が義務づけられている最小限資料(ミニドク)の一つになっている。

毎年、約100名の新興国・途上国の知財庁特許審査官が特許審査実務に関する研修を受けているが、その中で、J-PlatPatを利用したサーチ演習を行っている。講師が、疑似特許出願等適切な事例を用意して下さるので、サーチ演習も効率的に学習することができ、そのサーチ結果として有用な先行技術を手に入れることができる。このような成功体験を得て帰国するので、帰国後も、J-PlatPatを利用したサーチを実施している方も多くいるとの報告を受けている。そしてその多くが、サーチ結果としてPAJを精読するようになってきている。

② 類似群コード

特許庁では、商標審査に当たっては、出願商標の指定商品又は指定役務と他者の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を判断する際、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は、提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務を、コードを付してグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定している。このコードが「類似群コード」である。商標審査官は、先行商標のサーチ範囲を、この類似群コードで決めている。

近年、新興国・途上国の知的財産権庁商標審査官や民間の知的財産関連実務家が、この類似群コードを真剣に学びたがっている。ASEAN各国の特許出願件数を見ても、シンガポールが約1万件、インドネシアが約

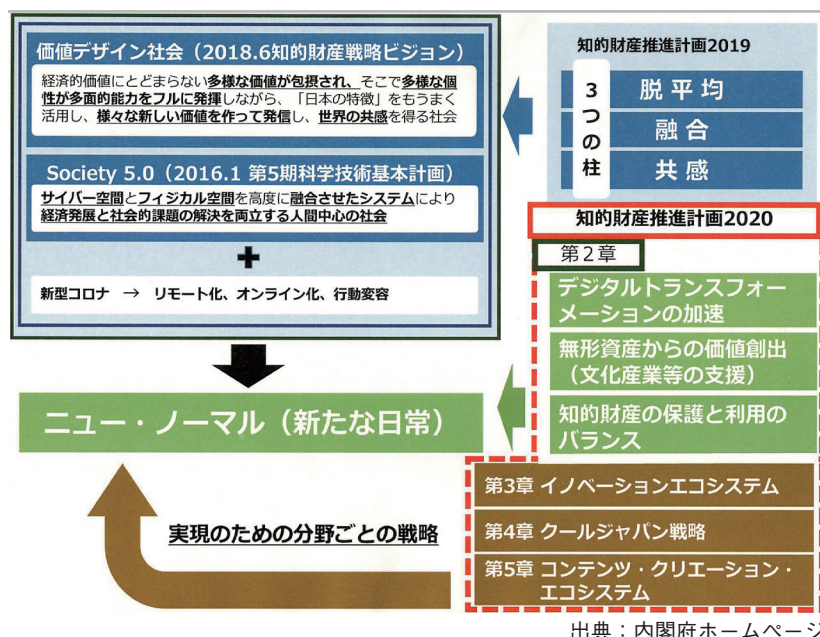


図3 知的財産推進計画 2020

9千件、タイ及びマレーシアが7千～8千件、ベトナムが約5千件、フィリピンが約3千件程度である一方、商標出願件数を見ると、インドネシアが約7万件、ベトナムとタイが約5万件、マレーシア約4万件、フィリピン約3万件、シンガポール約2万件と続く。特許や意匠では、先進国とASEANの間には10倍以上の差があるが、商標については、それほど大きな格差はない。当然商標審査の質量両方のレベルアップが求められている。そこで、日本の類似群コードを学び、迅速的確な商標審査を目指そうとしている。また、権利行使の場面でも、類似非類似の判断が極めて重要であるから、民間実務者にとっても、類似群コードの思想を学ぶことが必要不可欠となってきているのである。

5 今後の展開

先に述べたように、インドやブラジルなどの新興国では、特許審査官の大量採用によって特許審査の迅速化を図っている。ASEANでも、他国の審査結果に依存することをやめ、自ら審査判断しようという機運が高まってきている。その原因の一つとして、ASEANでも工業化が急速に進展してきており、インドやブラジル、ASEANにおいても、最先端のイノベーションが起こる可能性が十分あるという状況になってきたことが挙げられるであろう。新興国やASEANの国々が、自国や周辺国の、国民の知的創造力に対する熱いエネルギーを感

じて、特許や他の産業財産権の審査を自ら実施することに真剣に取り組み始めたのであろう。

COVID-19終息後のサプライチェーンは、これまでとは大きく変わるかもしれない。今後、我が国企業の海外進出も、その戦略が大きく変わり、製造拠点や研究開発拠点が、新興国やASEAN等の途上国に益々増加することも十分考えられる。すると当然のことながら、グローバルな知的財産戦略も変更を余儀なくされる。具体的には、特許や意匠、商標等をどの国に出願すべきかの見直しをする必要がある。

そのような状況を踏まえると、先に述べた2つの新たな特許情報、すなわち、

- (1) 新興国・途上国の知的財産権制度・運用に関する情報
- (2) 新興国・途上国の知的財産関係者が高い関心を示す日本の知的財産関連情報の重要性は、益々高まっていくものと予想される。

COVID-19の世界的流行状況下で取りまとめられた「知的財産推進計画2020」（図3）においても、コロナ以前の常識が「ニュー・ノーマル（新たな日常）」に取って代わられると予想し、今後の対応の巧拙とスピードが競争力に直結するとしている。このような時こそ、上記の特許情報等について、様々な知見を深め、その戦略的な活用を検討すべきではないだろうか。